

25 障第 552 号

平成 26 年(2014 年) 2 月 7 日

部(局)課(室)長
現 地 機 関 の 長 様

健 康 福 祉 部 長

公文書等における「障害」の表記の取扱いについて(通知)

「障害者」等の表記については、「害」の字に「損う」「災い」という意味があり、「害悪」等の負の印象もあるため、障害のある方や関係団体から、表記を変更することを望む意見があります。しかし、現在は「障害」に替わる定着した用語がありません。

また、こうした意見に配慮して「害」をひらがなで表記する取組が、県内外の地方公共団体において徐々に広がりつつあります。

このようなことから、本県においても、「害」の表記に不快な思いを持つ方々に配慮するとともに、共生社会の実現に向けた県民理解を進める観点から、原則として「がい」とひらがなで表記することとしました。

については、平成 26 年度から、別紙 1「『障害』表記のガイドライン」により取り扱われるようお願いします。

なお、先の各課(室)等への意見照会に対してお寄せいただいた意見等に対する考え方を、別紙 2 のとおりまとめましたので、併せてお知らせします。

担当 障害者支援課社会生活係
(課長) 清水剛一
(担当) 高池武史、半田英俊
TEL 026-235-7108
無線 8-231-2390
FAX 026-234-2369
電子メール shogai-shien@pref.nagano.lg.jp

「障害」表記のガイドライン

平成 26 年 2 月 7 日

長野県

1 趣旨

「障害」の「害」という漢字の表記については様々な意見があるが、その一つに「害」の字には「害悪」等の負の印象があり、表記を変更すべきとの意見がある。しかし、現在は「障害」に替わる定着した用語がない。

このため、県では、人に対して「害」の字が使われることに不快感を持つ障害のある人の思いに配慮するとともに、障害のある人もない人も共に生きる社会の実現を推進する観点から、「障害」の「害」をひらがなで表記することとする。

2 表記の取扱い

- (1) 「障害」という用語が人の状態を表す場合は、原則として「障がい」と表記する。
- (2) 例外として、次の場合は従来の「障害」の表記を用いる。

ア 法令の名称や用語を用いる場合

イ 他の機関・団体の名称等の固有名詞を用いる場合

ウ 令達文（条例、規則、訓令、達、指令）及び公示文（告示、公告）において表記する場合 等

※ 具体的な使用例は別表のとおり。

3 対象とする文書

新たに作成、発出及び改定する公文書等（一般文、会議資料、広報資料、ホームページ等）うち、変更可能なものとする。

なお、これまで作成した公文書等の変更は行わないものとする。

4 実施時期

平成26年4月1日から

（なお、これ以前であっても、可能なものから表記の変更に努めることとする。）

(別表)

「障害」表記の具体例

区 分	具体例
1 表記を変更する例	
(1) 一般文、会議資料、広報資料、ホームページ等で使用する用語（新たに作成・発出するもののうち、変更可能なもの）	障害者 → 障がい者、障がいのある方（人） 身体障害 → 身体障がい 知的障害 → 知的障がい 精神障害 → 精神障がい 発達障害 → 発達障がい
(2) 県の組織機関名、県が主体的に関わる大会名等 〔※ 県の組織機関名は、組織規則の改正又は関係条例の改正案について議会の議決を得た上で変更。〕	障害者支援課 → 障がい者支援課 長野県障害者福祉センター → 長野県障がい者福祉センター 長野県障害者スポーツ大会 → 長野県障がい者スポーツ大会
2 表記を変更しない例	
(1) 法令の名称や用語を用いる場合	(法令名称) 障害者基本法 (法令用語) 身体障害者手帳、障害基礎年金
(2) 条例、規則等で用いる場合（１-（２）の県の組織機関名に係る場合を除く）	—
(3) 他の機関・団体、大会等の名称（固有名詞）を用いる場合	(機関) 国立障害者リハビリテーションセンター (団体) 長野県身体障害者福祉協会 (大会) 全国障害者スポーツ大会、全国障害者芸術・文化祭
(4) 医学用語、学術用語等の専門用語として漢字使用が適当な場合	心臓機能障害、高次脳機能障害、広汎性発達障害、認知障害
(5) 著作物を引用する場合	—

※ 「障害」という用語が人の状態を表すものでない場合（例：障害物、電波障害 等）は、表記は変更しない。